

青果部卸売業者が行う卸売予定数量等の報告に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場業務条例（以下「条例」という。）第55条第3項の規定により、卸売業者が卸売予定数量等の報告をしようとする場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(報告事項)

第2条 条例第55条第3項第3号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 出荷奨励金

卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって出荷者又はその組織する団体に対して支出する奨励金

(2) 特別出荷奨励金

出荷者に対する災害見舞金、その他青果物生産の奨励又は需要の増進を図るために支出する特別の出荷奨励金

(3) 完納奨励金

卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励する目的で仲卸業者及び売買参加者又はその組織する団体に対して支出する奨励金

(記載事項)

第3条 卸売業者は、前条第1号及び第2号に規定する事項について、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 卸売業者の名称

(2) 出荷奨励金を交付した出荷者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）及び住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 出荷奨励金を交付した額

(4) 出荷奨励金を交付した理由

2 卸売業者は、前条第3号に規定する事項について、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 卸売業者の名称

(2) 完納奨励金を交付した仲卸業者若しくは売買参加者の氏名（団体にあつては、名称及び代表者名）及び住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

(3) 完納奨励金を交付した額

(4) 完納奨励金を交付した理由

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。